

災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定を締結します

～ 岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合花巻支部と9月30日に締結 ～

近年の台風・大雨による災害の激甚化、および、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、自治体が設置する避難所等の不足が心配されることから、民間宿泊施設を避難所等として提供していただくこと等について花巻市と岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合花巻支部が協定を9月30日（水）に締結することになりました。

1 締結式の概要

- 【日時】 令和2年9月30日(水)午後3時00分～午後3時30分
- 【場所】 花巻市役所本庁舎本館2階 応接室
- 【協定の概要】 災害時等における避難所等の確保のため、民間宿泊施設を避難所等として提供いただくこと等に関し必要な事項を定める協定を締結します。
- 【協定相手方】 岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合花巻支部（組合員数 31施設）
- 【締結式の次第】 (1) 開会
(2) 締結経緯説明
(3) 協定締結（協定締結後、写真撮影）
(4) 挨拶 ・花巻市長 上田 東一
・岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合花巻支部 支部長 安藤 昭 様
(5) 閉会

2 協定の概要

- 【趣旨】 地震・風水害その他の災害又は武力攻撃事態等の救助の実施に関し必要な事項を定める
- 【協力内容】 ・宿泊施設を避難場所として提供し、宿泊、入浴及び食事の提供（1泊2食が原則）
（市が1泊2食につき1人当たり7,000円（消費税、入湯税別）を経費負担）
・宿泊を伴わない食材の提供及び炊き出し
（市が原材料費等を経費負担）
・交通途絶のため帰宅することが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者に対する、水道水・トイレ等の提供、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所等に関する情報の提供
- 【要請方法】 花巻市が期間、場所及び人数等を記載した文書により行う。ただし、緊急を要する場合は口頭で行い、その後速やかに文書を交付する
- 【有効期間】 協定締結の日から1年間。有効期間満了の1か月前までに双方の意思表示がない場合は、1年間期間を延長